介護老人保健施設　いかる野通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設　いかる野（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令等の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は家族もしくは利用者の身元を保証できる者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、申し出をもって新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１、別紙２、別紙３の重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極限度 20 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテー

ション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。
なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他のご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を３か月分以上滞納し、期限を決めて再三督促したにもかかわらず期限内に支払われない場合
④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
⑤ 利用者又身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙１の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月８日までに作成し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の１５日までに支払うものとします。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。尚、利用者又は身元引受人からの、文書による申し入れによって閲覧を求められた場合は、必要を認められた場合これに応じます。

（身体の拘束）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第１０条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により医療機関での診療が必要であると認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２ 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１１条 サービス提供により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３ 前２項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第１２条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

（賠償責任）

第１３条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損失を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

２ 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１４条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（附則）

この約款を、令和２年４月１日付けで一部改正する。

【重要事項説明書】通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

（令和７年 ４月 １日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要支援・要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたる従事者の協議によって､通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を充分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）保険給付の自己負担額

通所リハビリテーションの場合

	（負担割合１割）	（負担割合２割）	（負担割合３割）
[１時間以上２時間未満]			
・要介護１	３６９円	７３８円	１１０７円
・要介護２	３９８円	７９６円	１１９４円
・要介護３	４２９円	８５８円	１２８７円
・要介護４	４５８円	９１６円	１３７４円
・要介護５	４９１円	９８２円	１４７３円
[２時間以上３時間未満]			
・要介護１	３８３円	７６６円	１１４９円
・要介護２	４３９円	８７８円	１３１７円
・要介護３	４９８円	９９６円	１４９４円
・要介護４	５５５円	１１１０円	１６６５円
・要介護５	６１２円	１２２４円	１８３６円
[３時間以上４時間未満]			
・要介護１	４８６円	９７２円	１４５８円
・要介護２	５６５円	１１３０円	１６９５円
・要介護３	６４３円	１２８６円	１９２９円
・要介護４	７４３円	１４８６円	２２２９円
・要介護５	８４２円	１６８４円	２５２６円

[４時間以上５時間未満]

・要介護１	５５３円	１１０６円	１６５９円
・要介護２	６４２円	１２８４円	１９２６円
・要介護３	７３０円	１４６０円	２１９０円
・要介護４	８４４円	１６８８円	２５３２円
・要介護５	９５７円	１９１４円	２８７１円

[５時間以上６時間未満]

・要介護１	６２２円	１２４４円	１８６６円
・要介護２	７３８円	１４７６円	２２１４円
・要介護３	８５２円	１７０４円	２５５６円
・要介護４	９８７円	１９７４円	２９６１円
・要介護５	１１２０円	２２４０円	３３６０円

[６時間以上７時間未満]

・要介護１	７１５円	１４３０円	２１４５円
・要介護２	８５０円	１７００円	２５５０円
・要介護３	９８１円	１９６２円	２９４３円
・要介護４	１１３７円	２２７４円	３４１１円
・要介護５	１２９０円	２５８０円	３８７０円

＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、人員配置基準を満たしており定員の超過がなく、以下のいずれかの要件を満たしている場合は、１回につき２２円（負担割合１割）、４４円（負担割合２割）、６６円（負担割合３割）が加算されます。

・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が７０％以上であること

・介護職員の総数のうち、勤続１０年以上の介護福祉士が２５％以上であること

＊サービス提供体制強化加算（Ⅱ）として、人員配置基準を満たしており定員の超過がなく、以下の要件を満たしている場合は、１回につき１８円（負担割合１割）、３６円（負担割合２割）、５４円（負担割合３割）が加算されます。

・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が５０％以上であること。

＊送迎は自己負担額に包括されていますが、事業所が送迎を行わない場合には片道につき４７円（負担割合１割）、９４円（負担割合２割）、１４１円（負担割合３割）が減算されます。

＊リハビリテーションマネジメント加算（イ）として、

①医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。さらに医師の指示内容を記録すること。

②リハビリテーション会議（テレビ会議可）を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。

③３月に１回以上、リハビリテーション介護を開催して、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直すこと。

④PT、OT 又は ST が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

⑤PT、OT 又は ST が（指定居宅サービスの従業者と）利用者の居宅を訪問し、その家族（当該従業者）に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

⑥リハビリテーション計画について、計画作成に関与した PT、OT 又は ST が説明し、同意を得ると

ともに、医師へ報告すること。
⑦上記に適合することを確認し、記録すること。
以上、が行われている場合には、開始日から６月以内は５６０円（負担割合１割）、１１２０円（負担割合２割）、１６８０円（負担割合３割）、６月超は２４０円（負担割合１割）、４８０円（負担割合２割）、７２０円（負担割合３割）が加算されます。

＊リハビリテーションマネジメント加算（ロ）として、加算（イ）の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を活用していること。データ提出とフィードバックの活用が行えている場合には、開始日から６月以内は５９３円（負担割合１割）、１１８６円（負担割合２割）、１７７９円（負担割合３割）、６月超は２７３円（負担割合１割）、５４６円（負担割合２割）、８１９円（負担割合３割）が加算されます。

＊退院時共同指導加算として、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、初回のサービス提供を行った場合に、当該退院につき１回に限り、６００円（負担割合１割）、１２００円（負担割合２割）、１８００円（負担割合３割）が加算されます。
（※退院時共同指導とは、利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう）

＊当事業所に配置されている理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の合計数が、当事業所の利用者の数が２５又はその端数を増すごとに１以上であった場合に、リハビリテーション提供体制加算として以下の金額が加算されます。

	（負担割合１割）	（負担割合２割）	（負担割合３割）
・３時間以上４時間未満	１２円／日	２４円／日	３６円／日
・４時間以上５時間未満	１６円／日	３２円／日	４８円／日
・５時間以上６時間未満	２０円／日	４０円／日	６０円／日
・６時間以上７時間未満	２４円／日	４８円／日	７２円／日

＊退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活の自立性を向上させるため、個別リハビリテーションを集中的に実地した場合に短期集中個別リハビリテ―ション実施加算１１０円／回（負担割合１割）、２２０円／回（負担割合２割）、３３０円／回（負担割合３割）が加算されます。

＊入浴介助加算（Ⅰ）として、以下の要件を満たしている場合は、１日につき４０円（負担割合１割）、８０円（負担割合２割）、１２０円（負担割合３割）が加算されます。
・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること
・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと

＊入浴介助加算（Ⅱ）として、入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて、以下の要件を満たしている場合は、１日につき５５円（負担割合１割）、１１０円（負担割合２割）、１６５円（負担割合３割）が加算されます。
・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、

介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと
・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる

＊要介護状態区分が要介護３以上の利用者で別に厚生労働大臣が定めた状態にある利用者に対して、計画的な医学管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に１００円（負担割合１割）、２００円（負担割合２割）、３００円（負担割合３割）が加算されます。

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）として、以下の要件を満たしている場合は、退院日・退所日・通所開始日から起算して３月以内に限り、１週間に２日を限度として、２４０円（負担割合１割）、４８０円（負担割合２割）、７２０円（負担割合３割）が加算されます。
・認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを個別に実施すること
・リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が適切に配置されていること
・リハビリテーションを行うにあたり、利用者数が、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士の数に対して適切であること
・個別リハビリテーションを 20 分以上実施すること
・短期集中個別リハビリテーション実施加算、生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していないこと

＊科学的介護推進体制加算として、以下の要件を満たしている場合は、１月につき４０円（負担割合１割）、８０円（負担割合２割）、１２０円（負担割合３割）が加算されます。
・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFE を用いて厚生労働省に提出していること
・必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

＊重度療養管理加算として、以下の要件を満たしている場合は、１日につき１００円（負担割合１割）、２００円（負担割合２割）、３００円（負担割合３割）が加算されます。
・要介護状態区分が 3、4、または 5 であり、「利用者等告示十八に定められる状態（経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態、褥瘡に対する治療を実施している状態等）」の利用者に対して、計画的な医学的管理のもとにサービスを提供すること。
・医学的管理の内容等を診療録に記録しておくこと。
・「所要時間が 1 時間以上 2 時間未満」以外の基本報酬を算定していること。

※当施設は、介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事へ届出をしておりますので上記の負担額に介護職員等処遇改善加算Ⅱとして「１．０８３円」を乗じた額が負担額となります。

※富士宮市は地域区分が「７級地」であるため、上記の負担額（負担額に介護職員等処遇改善加算を加えた合計額）に「１.０１７円」を乗じた額が自己負担額となります。

介護予防通所リハビリテーションの場合

	（負担割合１割）	（負担割合２割）	（負担割合３割）
・要支援１	２２６８円／月	４５３６円／月	６８０４円／月
・要支援２	４２２８円／月	８４５６円／月	１２６８４円／月

＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、人員配置基準を満たしており定員の超過がなく、以下のいずれかの要件を満たしている場合は、１月につき要支援１の場合、８８円（負担割合１割）、１７６円（負担割合２割）、２６４円（負担割合３割）、要支援２の場合は１７６円（負担割合１割）、３５２円（負担割合２割）、５２８円（負担割合３割）が加算されます。但し、送迎・入浴は基本料金に包括します。

・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が７０％以上であること。

・介護職員の総数のうち、勤続１０年以上の介護福祉士が２５％以上であること。

＊サービス提供体制強化加算（Ⅱ）として、人員配置基準を満たしており定員の超過がなく、以下の要件を満たしている場合は、１月につき要支援１の場合、７２円（負担割合１割）、１４４円（負担割合２割）、２１６円（負担割合３割）、要支援２の場合は１４４円（負担割合１割）、２８８円（負担割合２割）、４３２円（負担割合３割）が加算されます。但し、送迎・入浴は基本料金に包括します。

・介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が５０％以上であること

＊利用開始日の属する月から１２月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合、以下の要件を満たさない場合は、１月につき要支援１の場合、１２０円（負担割合１割）、２４０円（負担割合２割）、３６０円（負担割合３割）、要支援２の場合は２４０円（負担割合１割）、４８０円（負担割合２割）、７２０円（負担割合３割）が減算されます。

・３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること

・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

＊科学的介護推進体制加算として、以下の要件を満たしている場合は、１月につき４０円（負担割合１割）、８０円（負担割合２割）、１２０円（負担割合３割）が加算されます。

・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること

・必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

※当施設は、介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事へ届出をしておりますので上記の負担額に介護職員等処遇改善加算Ⅱとして「１．０８３円」を乗じた額が負担額となります。

※富士宮市は地域区分が「７級地」であるため、上記の負担額（負担額に介護職員等処遇改善加算を加えた合計額）に「1.０１７円」を乗じた額が自己負担額となります。

（２）その他利用料

① 食費　　６６０円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日用品費／１日　　１００円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

③ 教養娯楽費／１日　　６０円

倶楽部活動やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船輪投げ等、遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 通所者が選定する特別な食事の費用　　１８０円

通常の食事以外で特別なメニューを選定された場合にお支払いいただきます。

⑤ おむつ代　　７０円～１００円

利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 送迎費

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

（１）通常の実施地域を超え片道およそ１０キロメートル未満　　１５０円

（２）通常の実施地域を越え片道およそ１０キロメートル以上　　２００円

⑦ 私物の洗濯　　６１０円

私物の洗濯を施設に依頼される場合お支払いいただきます。

⑧ その他の費用

（＊診断書等の文書の発行など。）

（３）支払い方法

毎月８日迄に、前月分の請求書を作成しますので、その月の８日～１５日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

【重要事項説明書】介護老人保健施設いかる野のご案内

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設　いかる野
・所在地　静岡県富士宮市原７０９番地
・電話　０５４４－５４－３２００
・ＦＡＸ番号　０５４４－５４－３２０１
・管理者名　小林　寿光
・介護保険指定番号　介護老人保健施設（２２５２１８００６８号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援する事を目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設いかる野の運営方針]

・本人又は家族の必要な時期に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを行い居宅での生活がより長く維持できるよう、常に家庭と連絡を密にし、目的達成の為相互理解を深める。
・協力病院との連絡の中で、緊急時の対応等、本人、家族に安心した施設利用をしていただく。
・老人の背景にある様々な問題についても在宅介護のサポート施設として市町村をはじめ他の支援事業者との連携の下で利用者に即したサービスを計画支援する。
・職域を超えて全職種スタッフが、常に連絡、相談、研鑽を基盤として、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用されている方々並びに家族に対応する。

２．施設の職員体制

	員　数
・医師	2
・看介護職員	7
・理学療法士 ・作業療法士	2
・管理栄養士	2
・調理員	委託業者

通所リハビリテーション定員　　３４名

３．営業日及び営業時間

営業日は日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日を除く平日とし、営業時間は午前８時３０分より午後５時とする。但し、本人・家族の希望により営業日・営業時間の拡大を行う。

サービス提供時間は午前９時３０分より午後４時までとする。

４．通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は静岡県富士宮市・同富士市とする。

５．サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
② 食事　　昼食　１２時００分～１２時３０分
③ おやつの提供
④ 入浴（一般浴槽のほか必要に応じて特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑤ 医学的管理・看護・介護
⑥ 機能訓練
⑦ 栄養指導
⑧ 行事・レクリエーションでのサービス
⑨ 本人、家族に対する相談援助サービス
⑩ 他事業所との連携による在宅生活維持への支援
⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族のお迎えが居宅サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

６．施設利用に当たっての留意事項

利用に当たっての留意頂く点については、別途利用案内及び事務室前の掲示にてご確認下さい。

７．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練　　年２回（通報・避難・誘導・消火訓練　夜間想定１回）

８．事故発生時の対応

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、市町村に連絡をすると共に必要な措置を講じるものとします。

また、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

９．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

１０．要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０５４４－５４－３２００）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとし、自ら提供したサービスに関して市町村及び国民健康保険団体連合会から指導、又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとします。

連絡先　富士宮市高齢介護支援課　（電話０５４４－２２－１１４１）
富士市保健部介護保険課　（電話０５４５－５５－２８６３）
国民健康保険団体連合会　（電話０５４－２５３－５５９０）

１１．身体拘束等

当施設において、サービスを提供するにあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行なう場合は、以下の点に留意します。

・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。
・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
・身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束、その他行動制限を行う場合には、開始前に利用者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、期間等の説明を行い、文書を持って了解を得ます。また、実施後は経過観察記録を整備、保管し、管理者、医師をはじめ施設職員、家族関係者間での情報を共有します。

また、当施設は身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１２．感染対策・衛生管理等

（１）入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
（２）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
（３）施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
③ 従業者に対し､感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
④ ①から③までのほか､厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

１３．業務継続計画の策定等

（１）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修・訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．虐待の防止等

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
⑤ 虐待防止のための指針の整備をしています。
⑥ 従業者に対して、人権擁護・虐待防止を啓発するための定期的な研修を実施しています。
⑦ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１５．職員の質の確保

入所者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

１６．ハラスメント対策

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

【重要事項説明書】個人情報の利用方針・目的

介護老人保健施設　いかる野（以下「本施設」という）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（利用者・家族等）について、利用方針と目的を以下のとおり定めます。

＜方針＞（１）法令に遵守

本施設は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な施設運営に努めます。

（２）個人情報の適正な取得

本施設は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

（３）個人情報の利用

本施設は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

（４）個人情報の第三者提供

本施設は、法に基づき許容される範囲を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

（５）個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用中止

本施設は、本施設が所有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、また、その内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

＜目的＞

（１）利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答

－協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するための入所者の現病歴等の情報共有

－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

－検体検査業務の委託その他の業務委託

－家族等への心身の状況説明

・介護保険事務のうち

－保険事務の委託

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（２）上記以外の利用目的

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－当施設において行われる学生の実習への協力

－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

－外部監査機関への情報提供

当事業所は、介護老人保険施設いかる野の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、利用約款及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

法人名　　医療法人社団鵬友会
事業所名　　介護老人保健施設いかる野
説明者　　氏名　　印

介護老人保健施設　いかる野　通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション 利用同意書

介護老人保健施設 いかる野 の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設 いかる野通所リハビリテーション利用約款及び重要事項説明書、別紙１、別紙２、別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

介護老人保健施設 いかる野
管理者　　小林　寿光　　様

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　所
氏　名　　印

＜身元引受人＞
住　所
氏　名　　印

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の発行先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第１０条２項の緊急時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	